

議案第35号

石川県教育委員会事務局等処務規程及び石川県立学校処務規程の一部改正について

1 提案理由

特別養子縁組を成立させるための監護期間について、法律上の親子関係にある子を対象とした育児休業と同様の扱いとする特別養子縁組休暇制度を創設したことから、これに関連する手続等について定める必要があるため

2 改正規程

【訓令】

- ・石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正
- ・石川県立学校処務規程の一部改正

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条

4 改正内容

特別養子縁組休暇に係る手続等を追加

5 改正案

2頁～8頁のとおり

6 施行年月日

公表の日

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和 41 年石川県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 10 月 日

石川県教育委員会

第 70 条の 2 の 2 を第 70 条の 2 の 3 とし、第 70 条の 2 を第 70 条の 2 の 2 とし、第 70 条の次に次の 1 条を加える。

（特別養子縁組休暇の手続）

第七十条の二 職員は、勤務時間条例第十条の二の規定による特別養子縁組休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ特別養子縁組休暇承認請求書により請求しなければならない。

第 70 条の 3 第 2 項中「第七十条の二第三項」を「第七十条の二の二第三項」に改める。

別表第 2 本庁の課長の共通的事決事項の表第 18 号（1）及び別表第 4 出先機関等の長の共通的事決事項の表第 12 号（1）中「及び第七十条第一項」を「第七十条第一項及び第七十条の二」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

石川県立学校処務規程 (昭和 41 年石川県教育委員会訓令第 6 号) の一部を次のように改正する。

平成 27 年 10 月 日

石川県教育委員会

第 32 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(特別養子縁組休暇の手続)

第三十二条の二の二 職員は、勤務時間条例第十一条の二の規定による特別養子縁組休暇の承認を受たよらんとするときは、あらかじめ特別養子縁組休暇承認請求書により請求しなければならぬ。

別表第 2 第 9 号(1)中「及び第 32 条の 2 第 1 項」を、「、第 32 条の 2 第 1 項及び第 32 条の 2 の 2」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

改正案	現行
<p>第七十条 (略)</p> <p>(特別養子縁組休暇の手続)</p> <p>第七十条の二 職員は、勤務時間条例第十条の二の規定による特別養子縁組休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ特別養子縁組休暇承認請求書により請求しなければならない。</p> <p>第七十条の二の二 (略)</p> <p>第七十条の二の三 (略)</p> <p>第七十条の三 (略)</p> <p>2 第七十条の二の二第三項及び第四項の規定は、部分休業の承認を受けた職員について準用する。</p>	<p>第七十条 (略)</p> <p>第七十条の二 (略)</p> <p>第七十条の二の二 (略)</p> <p>第七十条の二の三 (略)</p> <p>2 第七十条の二第三項及び第四項の規定は、部分休業の承認を受けた職員について準用する。</p>

改正案	現行
<p>別表第二(第十四条関係) 本庁の課長の共通の専決事項</p> <p>18 石川県教育委員会事務局等処務規程 (1) 課員の第六十九条第一項、第七十条第一項及び第七十条の二の規定による休暇の承認</p> <p>(2) 略 (4) 略</p>	<p>別表第二(第十四条関係) 本庁の課長の共通の専決事項</p> <p>18 石川県教育委員会事務局等処務規程 (1) 課員の第六十九条第一項及び第七十条第一項の規定による休暇の承認</p> <p>(2) 略 (4) 略</p>

<p>改正案</p>	<p>別表第四（第十四条関係）</p> <p>12 石川県教育委員会事務局等处務規程 (1) 長及び所属職員の第六十九条第一項、第七十条第一項及び第七十条の二の規定による休暇の承認</p> <p>(2) (4) 略</p>
<p>現行</p>	<p>別表第四（第十四条関係）</p> <p>12 石川県教育委員会事務局等处務規程 (1) 長及び所属職員の第六十九条第一項及び第七十条第一項の規定による休暇の承認</p> <p>(2) (4) 略</p>

改正案	現行
<p>第三十二条の二 (略)</p> <p>(特別養子縁組休暇の手続)</p> <p>第三十二条の二の二 職員は、勤務時間条例第十一条の二の規定による特別養子縁組休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ特別養子縁組休暇承認請求書により請求しなければならない。</p> <p>第三十二条の三 (略)</p>	<p>第三十二条の二 (略)</p> <p>第三十二条の三 (略)</p>

石川県立学校処務規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>別表第2（第9条関係） 校長の専決事項</p> <div data-bbox="131 459 1097 817" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>9 石川県立学校処務規程 (1) 校長及び職員の第32条第1項、<u>第32条の2第1項及び第32条の2の2の規定による休暇の承認</u></p><p>(2)～(4) 略</p></div>	<p>別表第2（第9条関係） 校長の専決事項</p> <div data-bbox="1152 459 2118 817" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>9 石川県立学校処務規程 (1) 校長及び職員の第32条第1項及び第32条の2第1項の規定による休暇の承認</p><p>(2)～(4) 略</p></div>